

消安委第141号  
令和2年12月25日

経済産業大臣 殿  
国家公安委員会委員長 殿  
警察庁長官 殿  
消費者庁長官 殿  
内閣総理大臣 殿  
文部科学大臣 殿  
厚生労働大臣 殿

消費者安全調査委員会  
委員長 中川 丈久  
( 公 印 省 略 )

### 消費者安全法第33条の規定に基づく意見

標記について、消費者安全調査委員会は、幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故に関して行った、消費者安全法（平成21年法律第50号）第23条第1項の規定に基づく調査の結果を踏まえ、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願いたい。

### 記

#### 1. 経済産業大臣への意見

経済産業省は、幼児乗せ自転車の転倒事故を防止するため、幼児乗せ自転車の設計に関し、以下の対策を検討し実施することを製造業者等に促し、結果及び効果についての検証及び評価を行うとともに、必要に応じて警察庁と協力の上、規制並びに規格及び基準等の見直しも含めた検討を行うべきである。

## 1. 1 設計上の対策

### (1) 幼児同乗中の停車中の転倒事故を防止する設計上の対策

停車中の転倒事故を防止するため、自転車安全基準等に、以下についての設計指針を明確にして取り入れること。また、併せて停車中の転倒を防止するために有効な、その他の補助的な機構や機能の実現を検討すること。

- ・スタンドについては、走行と自転車の取り回しに影響のない範囲で、安定性が高く、操作の容易なタイプのものを採用すること。
- ・シートベルトについては、装着が容易であり、長さの調節をしやすいものとする。
- ・前後に幼児を同乗させた状態を想定して、自転車の左右方向の中心に荷物を積載できる構造とすること。

### (2) 幼児同乗中の走行中の転倒事故を防止する設計上の対策

#### ① 設計基準等の策定

走行中の幼児座席の揺れを抑えるために、自転車安全基準等に、以下についての設計指針を明確にして取り入れること。

- ・後ろ乗せタイプの自転車に後付けで設置する前座席について、ガタつきなくハンドル部に取り付けられる製品とすること。
- ・後座席を固定するリヤキャリヤ部の側方剛性を十分に確保すること。

#### ② 設計手法、手順等の見直し

##### a) 外的要因による転倒リスクの低減

転倒事故につながるリスクのある外的要因をこれまでよりも重視し、特に歩道の車両乗り入れ部の段差5cmによる転倒リスクの低減を検討すること。

##### b) 客観評価の導入

前記 a)の検討に当たっては、完成車の全体評価の中での走行時の安定性評価において客観評価も取り入れ、主観評価と両方のバランスが取れた設計を目指すこと。

なお、本調査における走行実験のデータを公開するので、製造業者及び関係研究機関等において客観評価の検討を進めるに当たり、本報告書と共に

参考にされたい。

c) 運転席スペースの設計手順

後ろ乗せタイプの自転車における後付け前座席は、あらかじめ、後付けを想定している前座席の製品を明確にし、その製品仕様を考慮した上で、運転席のスペースに余裕を持たせたハンドル、サドル位置等の設計をすること。

### ③ 将来課題の検討

より安全な自転車を目指し、ハンドル操作支援機構を一例とする転倒リスク低減のための将来技術を開発・普及することも検討すること。

## (3) 幼児同乗中の押し歩き時の転倒を防止する設計上の対策

押し歩き時の転倒事故を防止するため、特に電動アシスト自転車については、更なる軽量化及び低重心化を検討すること。また、併せて押し歩き時の転倒を防止するために有効な、その他の機構や機能の実現を検討すること。

## 1. 2 利用者への周知及び情報提供

### (1) 使用環境に適した自転車選択の必要性の周知

利用者に対し、幼児乗せ自転車は、BAAマーク又はSGマーク、及び幼児2人同乗基準適合車マークが貼付された自転車を選ぶことが推奨されることのほか、同乗させる幼児の人数により、以下のような自転車の選択の考え方があることを周知すること。

#### ① 幼児を1人同乗させる場合

- ・後ろ乗せタイプの選択が望ましい。

#### ② 幼児を2人同乗させる場合

- ・前乗せタイプを選択し、後座席を後付けで設置することが望ましい。
- ・前乗せタイプについては、前カゴが装備されていないものが多いため、荷物の積載方法について、走行時、停車時の安全面にも注意する必要がある。

- ・諸事情により後ろ乗せタイプを選択する場合は、後付けで前座席を設置しても運転席のスペースに余裕のある製品を選ぶことが望ましい。
- ・電動アシスト自転車を選択する方が望ましい。

## (2) 転倒リスクに関する情報提供

製造業者、販売業者等の供給者側から利用者に対しては、販売や点検時を含むあらゆる機会において、幼児乗せ自転車のパンフレット等に示す個々の仕様が、走行中、停車中、及び押し歩き時に与える安全面への影響と、それらを踏まえた利用について、分かりやすい形で情報提供に努めること。

### 2. 国家公安委員会委員長、警察庁長官への意見

警察庁は、幼児乗せ自転車の転倒を防止し、安全な利用を推進するため、関係行政機関及び団体と連携した上で、幼児乗せ自転車の利用者を対象とする各種情報提供、注意喚起、及び交通安全教育や広報啓発において、本報告書を参考として、内容と手法の見直しを検討すべきである。

### 3. 消費者庁長官への意見

消費者庁は、幼児乗せ自転車の転倒リスク、回避のために必要な行動等、及び幼児乗せ自転車の安全性に関わる設計上の特性について、以下の対策を実施すべきである。

#### 3. 1 段差などの外的要因による転倒リスクの周知

利用者に対して以下を周知すること。

- ・走行中の転倒は、外的要因によりバランスを崩して起こることが多いこと、特に歩道の車両乗り入れ部の段差5cmの走行は極力回避すべきであること。
- ・やむを得ずこの段差を乗り越えて歩道に移動する場合は、速度を落として大きな進入角度で走行すべきであること。

#### 3. 2 使用環境に適した自転車選択の必要性の周知

利用者に対し、幼児乗せ自転車は、BAAマーク又はSGマーク、及び幼児2人同乗基準適合車マークが貼付された自転車を選ぶことが推奨されることのほ

か、同乗させる幼児の人数により、以下のような自転車の選択の考え方があることを周知すること。

#### (1) 幼児を1人同乗させる場合

- ・後ろ乗せタイプの選択が望ましい。

#### (2) 幼児を2人同乗させる場合

- ・前乗せタイプを選択し、後座席を後付けで設置することが望ましい。
- ・前乗せタイプについては、前カゴが装備されていないものが多いため、荷物の積載方法について、走行時、停車時の安全面にも注意する必要がある。
- ・諸事情により後ろ乗せタイプを選択する場合は、後付けで前座席を設置しても運転席のスペースに余裕のある製品を選ぶことが望ましい。
- ・電動アシスト自転車を選択する方が望ましい。

### 3. 3 ブレーキの点検・保守の重要性の周知

利用者に対し、幼児乗せ自転車では特に前後両方のブレーキの点検・保守が非常に重要であることを周知すること。

### 3. 4 転倒リスクに関する情報提供

転倒に至るプロセスや要因、及びこれらを回避する行動については、本調査報告書を参考として、利用者に対し、より具体的かつ詳細な情報の提供に努めること。そのために、従来の取組に加え、より利用者の認知向上につながる内容、表現、方法等を検討し、実施すること。

## 4. 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣への意見

幼児同乗中の自転車の事故の発生は、幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）への幼児送迎中や幼稚園等の駐輪場停車中に限ったものではないが、幼稚園等においては、幼児乗せ自転車が送迎のための重要な移動手段の一つであると考えられるほか、利用者も多く、多様な使用実態があることも踏まえ、内閣府、文部科学省及び厚生労働省は、以下の（1）及び（2）の措置を講じるよう、地方公共団体及び関係団体に求めるべきである。

## (1) 幼児乗せ自転車の安全な利用に関する周知

幼児乗せ自転車の、停車中、走行中、押し歩き時の事故、特に幼児の重大な受傷につながるおそれのある転倒事故に関し、本報告書の事故情報、使用実態、再発防止策等の内容について、幼稚園等の利用者に対し情報提供及び注意喚起が行われるよう、幼稚園等に周知を行うこと。

## (2) 幼児同乗中の停車中の転倒を防止するための対応

幼児乗せ自転車は、停車時でも僅かな傾斜で転倒事故につながる危険性があるという認識を幼稚園等に周知徹底するとともに、幼稚園等の駐輪場において、例えば、傾斜の影響を受けづらい角度での駐輪区分線等の設定といった対応方法について、幼稚園等に周知すること。

また、幼稚園等の駐輪場において、転倒につながる危険な利用の仕方に対する注意や安全確保の方法について、幼稚園等の利用者具体的に情報提供できるよう、幼稚園等に周知を行うこと。